

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第1回相模原市自治会活動の推進に係る条例の制定に関する 検討委員会		
事務局 (担当課)	市民協働推進課 電話042-769-8226 (直通)		
開催日時	令和8年4月23日(木) 午前10時10分～正午		
開催場所	相模原市役所職員会館1階 検診室		
出席者	委員	8人(別紙のとおり)	
	その他	0人	
	事務局	7人(萱野副市長、市民協働推進課長、同課総括主幹他4人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由			
会議次第	1 開 会 2 出席者紹介 3 委員長及び副委員長の選任について 4 諮 問 5 議 題 (1) 条例検討の背景について (2) 制定スケジュールについて (3) その他 6 閉 会		

審 議 経 過

1 開会

市民協働推進課長の進行で開会した。

2 出席者紹介

自己紹介を行った。

3 委員長及び副委員長の選任について

自治会活動の推進に係る条例の制定に関する検討委員会規則第5条第2項の規定に基づき、委員長に牧瀬委員、副委員長に大木委員が推薦され、承認された。

4 諮問

相模原市自治会活動の推進に係る条例の理念、構成、その他必要な事項について審議頂くため、萱野副市長から牧瀬委員長に諮問書を手交した。

5 議題

(1) 条例検討の背景について及び(2) 制定スケジュールについて

事務局から資料に基づき一括して説明を行い、以下のとおり意見があった。

【主な意見等】

(松岡委員) 単位自治会の会長をしているが、資料をみて自治会の負担や現状は資料のとおりだと感じた。

自治会加入促進を主眼とした条例の策定を検討するとのことだが、加入促進は大切だが担い手の育成や役員の負担軽減も必要だと考える。加入促進だけで自治会が上手いくとは思わない。

自治会に加入しているが自治会活動に参加したことの無い単身世帯や入居時に管理会社が入会手続きしており、自分が自治会に加入しているか分かっていないマンション世帯の方も多くおり、課題だと感じている。そのあたりのルールも決めることができるかと本当の意味で後押しになり、自治会役員のモチベーションが上がるのではないかと思う。

(牧瀬委員長) 1年間に市から自治会への依頼件数が延べ393件とあるが、1日1件ペースで依頼があることになる。行政からの依頼を縦割りではなく内容を精査できる機会があると良いと思う。

(大谷委員) PTAも任意加入であり、役員の負担軽減も必要だという流れになっている。いかに負担感なく楽しく活動できるようにするかという課題は、自治会と同様であると感じた。

(大木副委員長) 自治会活動に関する課題の部分を条例で解決するのは難しいのでは

ないかと感じている。様々な役職を自治会長としてやっているが、自分たちで必要なものだけ行い無理なものは断るようになっており、活動の中で取捨選択は出来ると思う。細かいルールは条例とは別物で考えたら良いのではないか。

条例には、人々がこれからどう支え合っているのかという自治会が果たしている役割や人とのつながりを重視した内容が必要であると考え。また、マンションやマンション建設業者等に対して指導を行うことが大切だと考える。建築確認申請が行われるあたりから、市がどういった規制ができるのか、もし条例に盛り込めないのであれば運用規則などで対応するようにして欲しい。マンションが自治会に加入しないと地域に自治会未加入世帯が増えてしまう。今後もマンションが増えていき、世帯数の分母ばかりが増えてしまうので対策いただきたい。他にも、自治会に加入していなくても避難所に避難できるが、収容人数がオーバーするなど対応ができないといった問題もある。こうしたことも条例のなかで触れて頂きたい。

(牧瀬委員長) 集合住宅をつくる際に、コミュニティ(その一つが自治会)形成の促進に向け、マンションディベロッパーや集合住宅の住民、町会その他の地域団体との連絡にあたる担当者を届出する制度などを意図し、コミュニティ形成のための条例を金沢市などが2000年代前半に制定している。

ただし、この条例ができ、マンションに入居されている方は自治会に入ったのかなど実効性はあったのか是非確認して頂きたい。

(澤岡委員) 私の地域にもマンションが多くあり、高齢化で自治会をやめてしまう人も多くおり、地域に自治会に加入していない空白地帯ができてしまっている。この条例を誰に読んでもらい何を訴えたいのか意見を擦り合わせるのが重要かと考える。現在自治会の役員を行っている方のモチベーションのためという理由もあるが、自治会に加入していない人にも条例の前文などを通じて自治会活動を可視化できるものになれば良いと思う。また、自治会に加入しているが、自治会活動に参加していない人も増加していると感じる。自治会へ加入していない方も多くいる中で、加入しているが活動していない方は貴重な層と感じている。そのような方がどのように自治会に関わり続けるか考えていった方が良いと思う。

(牧瀬委員長) 条例なのでもちろん全住民が対象であるが、条例の主な読者は誰を対象にしているか。事務局で提示頂き、議論できればと思う。

(星委員) 以前は建物を建てる際に地域と合意を取る場面があった。建築確認申請が出る前に事業者と話し合いを行い、自治会加入を建築の際の要件としたこともあった。条例の中で、マンション管理会社等に対して、自治会加入を依頼するといった強制力を持たせることはできるのか。

(加藤委員) 自治会は任意団体のため、新築で販売する際に自治会への加入義務を設けることに肯定的でない業者が多いと思う。条例で自治会に加入しないと建築確認を下ろさないなど罰則規定を設けられるかという点に関しても、難しいと感じ

る。

また、賃貸についても同様の問題があり、新規契約時に1度は加入させることができるかもしれないが、その後脱会してしまい加入率は下がってしまう可能性が高いため問題は解決しない。

また、市が自治会に頼りすぎていると感じている。自治会はあくまで善意であり、市の職員は税金で働いているため、市でできることは市で行い、難しい場合には自治会を頼らせてもらうといった考えが大切だと考える。

条例を策定すると積極的に自治会加入促進ができると事務局から説明があったが本当なのか。罰則もない条例なのであれば、市民的には変化ないのではないか。現状自治会に加入しているだけの人もいる中で、条例を策定しどのように変化が起きたのかなどの先行都市の状況も確認する必要があるのではないか。新築のマンションではゴミ置き場の管理は管理会社が行っている。現在ごみ問題となっているのは、路上や誰かの家の一角を借りてゴミ置き場としている古くからある地域であると感じる。加入促進を呼びかける際には、防災、防犯などの面から加入促進をしないと自治会のメリットが伝わらず、加入者は増えないのではないか。

(牧瀬委員長) 条例を策定した政令市に対し、条例制定の前後3年間で加入率がどれくらい高まったのか調べて頂きたい。また総務法制課に確認して欲しいが、相模原市役所がマンションを売る業者を経由して住民へ自治会加入を働きかけるのは問題がないか確認頂きたい。

条例に罰則を設けるのであれば検察との協議も必要となり、現段階のスケジュールとしては難しいと考える。またマンションを設立する際の事前協議がなくなった理由はあるのか、なぜなくなったのか担当課へ確認頂きたい。条例としてその条件を設置可能かも併せて確認頂きたい。

(笹野委員) 恐らく建築確認の行政指導が裁判で負け厳しい指導がしにくくなったこと、以前は市のみであったが建築確認が民間でもできるようになったことが要因ではないかと思う。

(加藤委員) 宅建協会としても、自治会加入促進を行っている。自治会加入促進の旗を渡し、賃貸管理等を行っている会社にも自治会加入促進を依頼し、協力頂いている。

(大木副委員長) 不動産会社を通じて自治会長に対し、ゴミ置き場に間する問い合わせは来る。その際に自治会加入を案内している。ゴミ置き場に関しては各自治会で取り扱いが異なる。ゴミかごやネットを自治会が管理している場合は、加入促進がしやすいと思う。

(笹野委員) 条例を作るための意見として、人々がどうやって支えあっていくのかについては是非前文に入れて欲しい。自治会加入に主眼を置いてはいるが、自治会活動の推進という共通な目的を条例で示して頂きたい。市としても中・長期的な視

点で見直しを図っていく必要があると考える。社会福祉協議会としても、地域住民の助けあいが薄くなってしまっている中、地域内にある企業や福祉施設なども含め、地域で暮らしている人に助けをもらう必要があると思っている。相模原市は、人口急増都市であり、地元の人が少なく高度経済成長期に他都市から転入された方が多く、イベントを通じた融和で地域コミュニティができたと考える。現在高度経済成長期に転入された方は高齢化しており、その子どもたちの多くは市外に引っ越ししている。また逆に親世代と同居していない子どものいる世帯も多く、世代間の価値観の違いが相模原市特有の課題だと感じる。世代融合のための自治会が機能しているという位置づけが、行政の視点からも必要だと感じる。メリット・デメリットではなく、地域に居場所があることが良いことだと感じられるようにして欲しい。

防災・防犯を自治会加入の呼びかけの際に訴えているが、マンションでも管理組合で防災のルールを決めている場所もあった。管理組合を自治会と名乗ることはできないのだろうか。

(星委員) マンション管理組合ごとに自治会を作ってくればよいと思う。

(大木副委員長) 相模原市は自主防災隊から必要な物資の届出を提出してもらい、物資を配っている。自治会に加入していないマンションはそれが把握できない現状がある。避難所運営協議会は自治会未加入のマンション住民を想定していないため、混乱も起きると考える。東日本大震災では、仙台市で避難所に収容しきれない事案が発生したので懸念している。

(大谷委員) 自治会は何のためにあるか、誰に読んでもらいたいのかは条文に入れて頂ければと思う。萱野副市長が委嘱式でおっしゃられた「自治会は安全・安心のまちづくりのためにある」という説明が腑に落ちた。また、自治会費の使い道を活動に参加できない人や未加入の人にも役立っているという旨が分かるよう伝えて欲しい。

(澤岡委員) 自治会に加入している人目線の議論になってしまいうまいすぎないよう気を付けなければいけないと思う。自治会に加入していない方が本条例を見たときにも、納得頂ける書きぶりが大切だと感じる。条例の名称を含めて検討すると思うが、地域コミュニティの活性化や豊かで安心・安心な地域といった自治会活動がどんな可能性を持っているかというような内容になれば良いと感じた。

秦野市には、地域の活性化に関わってくれる人はそこに住んでいなくても誰でも自治会員になれるような自治会がある。

(牧瀬委員長) 管理組合をみなし自治会とすることが市として可能かどうか調べて頂きたい。

(事務局) 自治会の今後の可能性には、地域コミュニティをこれからどうしていくのか、単身世帯の高齢化など地域福祉と重なる部分も多いと感じている。

地域も行政も限られたリソースの中でどうしていくか、役割分担も重要だと感じており、課題を共有していく必要があると感じる。自治会に加入していない人にも感じ取ってもらいたいと思う。

本市としても1つの部局だけでなく、それぞれの制度所管課が自治会との関わり方に当事者意識を持ってもらい、庁内一丸となって対応していきたいと思う。

(大木副委員長) 条例の名称はできるだけ柔らかいものが良いと感じる。

(星委員) 条例には是非、防災という面を打ち出して欲しいと思う。

(事務局) 加入促進だけでなく、地域コミュニティのなかの自治会の可能性やあり方を前文や考え方として謳ってきたいと思う。

(3) その他

事務局より次回以降の検討委員会の日程について案内が行われた。

6 閉会

大木副委員長による挨拶により、閉会した。

以 上

相模原市自治会活動の推進に係る条例の制定に関する検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備考	出欠
1	大木 恵	相模原市自治会連合会・会長	副委員長	出席
2	大谷 春枝	相模原市P T A連絡協議会・副会長		出席
3	加藤 修	相模不動産団体三支部連絡協議会・幹事支部長		出席
4	笹野 章央	相模原市社会福祉協議会・会長		出席
5	澤岡 詩野	東海大学健康学部健康マネジメント学科・准教授		出席
6	星 清次	相模原市公民館連絡協議会・会計		出席
7	牧瀬 稔	関東学院大学大学法学部地域創生学科・教授	委員長	出席
8	松岡 美智子	公募委員		出席